

全佛通信

三月号
発行所
財団法人
全日本仏教会
東京都中央区築地
三ノ一(大蔵寺内)
電話 03-313-
振替東京 三三〇
発行人 栗本俊道
編集者 別所弘因
印刷所 ルンビニ社

彼岸について 訓 覇 信 雄

彼岸とは、いうまでもなく、彼岸の岸、向う岸のことである。彼岸の岸とは、波羅 Parā で、涅槃に譬えられる。つまり悟りの世界、仏の国である。その悟りの世界が「彼」の岸といわれるのは、我々人間が悟りに対する迷いの、平等に対する対立差別の世界に住んでいることの自覚による。もしもその自覚をのけるなら彼岸此岸というような表現も意味をもたないことになる。我身を此岸に立ててみてはじめて、我身にとって向う岸というものが成り立つのである。つまり、彼岸とか、悟りの世界というような仏教の言葉は、すべて我身の存在にかかわる言葉なのであって、我身の生き方と関係なしに考えられるなら、それは仏陀の説かれる世界とは全く関係がない。今ここに、涅槃の世界が、とくに彼の「岸」といわれるのも、それが人間の迷いと離れて在るものではなく、したがってそこに、自ずと、此の岸、此の身にめざめしめる願がこめられていることをあらわしているのである。

我身の事実を離れて、単に考えられた彼岸は、所謂理想の世界であり、夢のようなものである。そこには、地獄の苦しきものもなく、餓鬼、畜生というようなものもない。そこは寒からず暑からず、常に清浄な衣服、立派な宮殿、宝石で飾られた調度品があり、しかも料理をつくらずとも百味の御馳走が自然にあらわれ、口を使って食べずとも、自ずと満腹することができる。洗濯の要もなく、つくろいの仕事もない。いかなる悩みもなく、聞くもの見るものすべてが心を楽しませる……。こういう表面的な結構づくめの浄土をあこがれて、生れようと願うのであるとすれば、もしも実際に生れえたとすきどういうことになるであろうか、いたるところにちりばめられた宝石は、石ころや土塊と何の違ひもなく、常に満ち足りた腹には百味の御馳走も何ら食欲をそそることとはない。思ったことが即った瞬間に満足せしめられるに思いつたは、ただもういたずらに無聊をかこつ外ないことになるかも知れない。ここに親鸞聖人は「人もし無上菩提心を発さずして、かの国土の楽を受くること問なしと聞き

て、楽のための故に生れんと願はば、また当に往生を得ざるべきなり」という曇鸞大師のお言葉をふかく尊ばれ、蓮如上人も亦、その心を受けて「極楽は楽しむと聞きて参らんと願ひ望む人は仏に成らず」と仰せになるのである。

二
あこがれにしても、理想にしても人間はそれを自分の思いのなかからひきだしたものを対象的に向うにおいて、そしてそこへ行こうと願うのであるから、それはどこまでも「考えた彼岸」「自分の考えで築いた彼岸」でしかない。結局それは、彼岸ではなく、彼岸として思われた此岸の影でしからない。ここに「彼岸」といわれることの、第二の意味がある。それは、涅槃がどこまでも人間世界の彼方にあることを意味する。この此岸と彼岸の間には、絶対的な隔絶がある。十萬億土の彼方という、人間の理解を絶した遠きは、人間の夢やあこがれを打消す響きをもって迫ってくる。それは、此の世の苦しみを絶するとともに、我々人間が思いえがく楽しみをも絶している。というのも、人間が思いえがく楽しみは、実際に満腹になれば御馳走としての意味をも失う食物のようなものであり、さらに亦その楽しみは、他の犠牲において成り立つという矛盾を免がれることができないものだからである。苦に相対する楽は、遂に人間を究竟的に満足させることはできない。そこに、人間が思いえがく苦楽の一切を越えてた彼方として、涅槃が説かれるのである。

三
それでは、彼岸に到る道としての六度の行は何を教えるのだろうか。そこに説かれる布施、持戒、忍辱、精進の四行は、つねに眼前の環境や利害得失の感情に左右されている人間をして、真に本来の自己そのものになりきった禪成を現成し、その禪定において、一切のものごとをありのままに見る智慧をうることを説く。

ここに「彼岸」とは、第三に、一切の物事を対象的にとらえ、それを自分の思いによって解釈しては笑い泣き、悲しみ喜こんでいる人間の、そういう考えや知識の彼方としての意味をもつことが知られる。それは一切の出来事、あらゆる存在にしひとしく「成るほど、そうか」とうなずいていく世界である。今日まで自分がとらえて、理解し、判断してきたのは、すべて自我の立場に立つたの解釈にしかすぎなかったという自覚が、自分の思いをひたがえて、ものそのものの姿、純粋な事実、絶対の現実にかく肯ずいた世界である。それは、人間的な知識分別にとつては、絶対的な彼方であるが、しかもその知識がひるがえされて平等の智慧を得た身には、此岸の如実な姿としてかぎりなく親しい世界である。

春秋二季の彼岸は、この地上における昼夜均分、寒暑中和の一日である。この日、太陽は真東に昇って真西に沈む。それは、ものみながひとしく、その還るべきところに還る姿を象徴する。生きとし生けるもの、在りとあらゆるものをいざなうて、我々は、その本来の処に還ることを願う。そこに於てはじめる、ものみなが何ものに歪められることもなくその生命を輝かす……。あの彼岸の色彩に富んだ莊嚴は、実は、そうした人間の究竟の願いの表現であった。それは決して、人間的欲望の拡大された姿ではなく、劫つて、その完全さに於て人間的欲望の虚しさ、醜さを自ずと自覚せしめるところの光であったのである。

我々は、他人と交付くことによつてはじめて自己に気付く。そのように、人間は仏の光に於てはじめて、六道輪廻の自己の姿に自覚めしめられる。彼岸の風光に触れることによつて、厭い越えいずべきこの現実社会の濁乱の姿に気付きしめるられのである。(全仏常務理事、大谷派宗務総長)

解放農地報償運動に

全仏は積極的に乗出す

今次国会に於て解放農地の報償制度立法化の猛運動が関係団体から強力に展開されているが、農地解放による犠牲の被害者である農村寺院は寺院維持経営の死活問題ともなっている現況にかんがみ、数万寺院の被害代表として、全日本仏教会はこれが対策に積極的に乗出すこととなつた。目下各宗派、各地方仏教会を通じて農地解放犠牲寺院の調査を取纏めつつあるが、安藤覚、小柳牧衛、大谷齋雄氏等の強い助言もあり全国農地解放者同盟(会長田中万逸氏)の運動に全面参加協力し、二月廿七日の全国代表者躍起大会には全仏代表として常任委員鈴木敏範氏が出席して激励の挨拶を行った。

全国寺院の結束を!

対外委員 鈴木敏範

農地解放により最大の打撃を受けたものは農村寺院であつた。今日農地解放により受けた損害の甚大さを再言する必要があるまい。報道機関の伝える如く昭和三十七年度政府予算案は旧地主に生業資金を融資すべく二十七億円の予算を計上している。更に与党自民党農地問題調査会では別に農地解放者へ報償法案を準備しているが、これらは数年間にわたる農地補償請求運動者の努力の成果である。農地解放最大の犠牲者たる寺院が組織的な補償請求のための運動を行つていなかつたことはまことに遺憾である。

今日からでも早急に具体的な運動を展開することが必要であるが一部には国家が報償(或は補償)法を定立したときはそれまでの請求運動の積極的推進者」も「請求の意思表示を行わなかつた者」も全く公平にあつたか、従つて今更補償請求運動を行う必要がないと考えられる諸師もあるときいて

第一には未だ報償(或は補償)は確定したわけがなく今後大いに組織的運動圧力が必要であること。第二に報償(又は補償)は抽象的の法理論上の問題でなく事象的政治的問題であることを理解せねばならない。請求運動が優先的に取扱われると云う、形式的公平を欠くことも当然考えられる。

法律上の問題と実際政治上の問題とは常に合致するものでなくむしろ高度に政治的な問題は法理論と甚だしくへだたつたものである場合が非常に多いことを我々は認識しなければならぬ。(国家の最高法であり基本法である憲法ですら政治的な状況により意味内容が変化して行く—憲法の変遷)

又報償(或は補償)には莫大な国費が必要であるから請求運動者から順次に交付することも考えられる。(形式的公平を欠くようにみえても結局は交付されると云ふことと積極的な請求の意思を欠いて

ていたことから実質的公平を欠くとは法理論上も考えられない。)政治において重要なことはまず目をつきりと定めその目的を達成するための最も効果的合理的な手段をつくることである。

より早く満足すべき報償(補償)を得るためには手段をつくさねばならない。徒らに安易に考えねばたを夢見てはならない。厳正なる司法権すら組織的大衆の圧力には影響なしとは云えないのである。(松川事件の如きも大衆運動がなければあれほどはつきりとした判断を示したのであろうか)ましてやことは政治の問題である。まして広範な運動こそ目的達成の合理的手段である。諸師の協力こそ政府を動かす原動力である。

解放農地補償運動の根拠 三宅桂仙

解放農地に対する補償運動は、農地改革直後から力強く進められ、今日では残された戦後最大の敗戦処理問題として世人の注視が浴びるに至つてゐる。日本国民が私有財産制度を是認し、個人の財産権を尊重する立場に在る限り、農地改革に際して実施された農地財産の買収方法及び買収対価の算定に關しては、今一度慎重に且つ精密に再検討を要するものと確信するのである。解放農地補償運動は個人の私有財産を政治的圧迫から守らんとする財産擁護運動であり、国民の経済的活動の基盤ともなる財の評価を国家権力によつて極端に歪め、それを強制する如きことは自由主義的民主国家に於ては速やかに剪除されるべきものである。われわれの運動はその意味に

於て、個人財産権を基準とする民主主義経済体制の運動であつて、単に農地解放者のみの近視眼的利益獲得運動ではないのである。農地改革が形式的には日本政府に委ね、法案も国会の審議成立を経て

いても、改革実施の主体は占領政策という至上命令によつて行われた事実である。表面的には日本の平和主義的民主化を唱へながら実質的には日本の恒久的弱体化政策の重要な一環として強行された農地改革であつて見れば、独立後は一応再検討を要する課題として採り上げるべき性質のものである。前述の如く占領軍指令に基づく超憲法的なものであるとするならば、独立国日本の重大施策として再検討するのが政府としても国民としても当然の措置である。終戦直後の対敵憎悪感が強く支配し、日本の旧体制を一举に解体せんとする関係上日本国民の中核的旧地主階級に対し必要以上の政略的圧迫があつたことは衆知のことである。法治国民がその幸福を享受しそれを維持するためには、生活の基盤たる生命と財産が法によつて保護されることが絶対的条件である。然るに改革に當つて旧地主の財産は公正、善意に国家の保護があつたとは思えない。常識人である限り解放財産に相当する等価の代償が支払われたと考へている者は存在しない筈であり、当時農地改革に携つた現大平洋問題調査員A・Jグラッド博士でさえも没収に等しい対価であつたと平直に認めてゐる。農地改革は国民の財産を不当な安値で一方的に強制買収したのだが、これが公共のために用いられていたらば認められる

が、一方の国民に多大の犠牲を強要し他方の国民には必要以上の利益を享受させて、受益者には何等特別の義務も規制も必要としない不平等極まる政治が行われた、この僥倖的な財産の不労取得の結果は、今一度占領政策の世の中にならば、第三次、第四次の農地改革があれば、より多くの財産が転がり込むかも知れない。馬鹿正直に働いて農地財産を貯えるより、社会の混乱に乗じて殖やすことが有利であるという考え方で、財産権や所有権の否定や僥倖的不労取得を夢みる思慮浅き亡国の思想を助長さすにいたつたのは財産権蔑視という政府の失政に基因するのである。旧地主に対しては、小作料が高かつたとか小作農民に比べて生活程度が良かつたとかいう羨望的、嫉妬的な一方的批難のみを浴せて、国家に対して、或は郷土に尽した功績は故意に無視する人々が甚だ多い。旧地主が国家社会に對する功績は農地改革の実施に當つて如実に示された、革命にも等しい農地改革が、殆んど混乱らしい混乱もなく抵抗らしい抵抗もなく完遂出来た原因は、当時の日本の実状や国際的な立場を理解し、堪え難きを堪え、忍び難きを忍んで、改革に協力した旧地主の睿智と、犠牲的精神の賜であつた、この偉大なる功績を確認するなれば、終戦後受けた旧地主の被害は政治的或は行政的欠陥に基づく人為的災害である、人為的災害は不可抗力の弁明によつて、その責任を免がれることは出来ない、その災害或は被害に對して当局は最大の責任を負ふや当然である。

(全国農地解放者同盟常任理事、岡山蓮華寺住職)

大映映画「釈迦」の上映については、その内容において仏教信仰感情を極度に害なうものとして、仏教徒から熾烈な反対運動が起り、仏教徒の一部又は大衆の中にこれに迎合する賛成論があり、互いに尖鋭化してきたのであつたが、全仏としてはあくまで仏教団体内の対立を避け話し合いの上で最大公約数的な結論と今後の為めにも強力確乎たる全仏の態度を見出した努力を重ね、とくに仏教徒としての永田大映社長の誠意に訴え、その打開策を講じてきたのであつた。

永田社長はあくまで原作に自信を固め譲歩する気配を見せなかつたが、全仏として

は反対と論の現実を説明するとともに、仏教徒の信仰感情から見るにしのびない場面の修正カットにつき強く要望したところ、最終的に左の四点につき、社長自ら確約されたので、全仏としては、これをもって満足したのではないが、大映永田社長と会見の結果現段階に於いては、一応の最終的結論に到達したものと考え、左に要望を容認確認された四点を記し報告いたします。

- 一、ヤシヨウダラ妃の場合は悲鳴の音を消す
- 二、アナンの場面において一部をカットする
- 三、字幕において史実でない劇映画の旨を明確にする
- 四、外国向けの場合は各国語に

報 告 書

映画「釈迦」問題について

翻訳するときセリフの吹きかえにつき考慮する。以下、順序を追って本問題の経過報告を申しあげます。

大映映画「釈迦」についての経過

昭和三六・一〇・一六 大映映画「釈迦」の件に関して各方面より文書、又は口頭にてこの映画の上映の中止或いは延期、又はカット等の要望を大映本社に申し入れるよう本会に訴えられた。本会では急遽かかる問題に対処して局内会議並びに在京の常務理事会を開き協議した結果、専門特別委員会に諮問することに決定した。

昭和三六・一〇・二〇 大映

藤吉宣伝 部長、小松浄祐師 と共に来

局し、来馬理事長、栗本局長、狩野局長、石川局長と会見し、映画「釈迦」の上映について全仏の協力を求める。然し本会としては、この件に関し、各方面よりの抗議等に鑑み、組織強化委員会、国際委員会の合同委員会をひらき、検討討議することを決め、その連絡通知をする。

一〇・二四 脚本を大映本社に要求したがすでに大映にないの入手出来なかつた。

会場を曹洞宗宗務庁にして組織・国際合同委員会をひらく。出席者 四十一名

大映側よりも藤吉宣伝部長外一名出席し、川田聖見氏座長となり協議が行なわれ、その結果として終

始、映画「釈迦」が史実を曲げ、釈尊を冒瀆するものであるとの強い意見が述べられ、この件に関し具体的には特別実行委員会を設け、大映側に対して交渉せしめよとの決議が行なわれた。(上映の禁止又は上映の延期又は一部分のカット等が委員より述べられた)

一〇・二五 合同委員会の答申にもとづき、在京常務理事会の召集をする一方、永田社長に対して面会を申入れ、十月二十七日午後二時大映本社において面会する約束をした。

一〇・二六 在京常務理事会を開き合同委員会の答申を報告し、十名の特別実行委員を選任する。なお、同日関西事務局運営委員会の名をもつて大映永田社長に対する抗議文の写しが届く。なお、特別実行委員次の如し。

- 来馬道断 末広愛邦
- 清水祐之 加賀美日聡
- 松本祐明 小松浄祐
- 川田聖見 中山理々
- 谷 善之丞 船口暉子

一〇・二七 十二時第一回 特別実行委員会を開催し、会員出席して、大映への抗議の内容を協議する。

二時 大映本社において永田社長と会見し、強い抗議を行なつた。これに対して大映側の回答は大凡次の通りである。

- 1. この映画はあくまでも史実でなく、ドラマでありフィクションである。
- 2. 釈尊を冒瀆し仏教を傷つけているとは思われない。
- 3. とにかく映画そのもの

を見てその上で批判してほしい。その上で若しいけない点があるなら、可能な範囲で(三十五ミリに改正の時)修正の用意がある。

4. 現在のロードショーを予定している七十ミリについては修正、カット等は技術的にも不可能なのでスーパーを入れ、この劇映画は創作であり史実でない旨を明示する。

三時半、永田社長に会見の様子を在京常務理事会に報告した。常務理事及特別委員協議の上来る十月三十日の試写を見た上で更らに検討することに決定し散会した。

一〇・三〇 日比谷有楽座に於いて在京の常務理事、特別実行委員等試写を見る

一〇・三一 十時特別実行委員会をひらき試写を見た結果について検討を行なつたが、概ね次のような感想がのべられた。

1. 映画全体に非常に低調であり宗教的な感度も盛上りもなく、歴史的にも地理的にも混乱している

2. 我々が本気になつて取上げる程仏教的に勝れた作品でない。

3. 試写等を見た上での世論や、関西側の意向等をよく汲んで、修正箇所も正確に指摘し調査すべきである。

但し、ヤシヨウダラ妃自殺の場面や阿難の誘惑のシーン、降誕の場所、昇天の場等は修正すべきであるとの結論に達した。

れた東海大学教授岩本氏の記事についてその誤りを指摘せよと発言され今後の問題として、釈尊伝に関し真に正しいものを作る必要があり、又、これを契機としてかかる問題を未然に防止するような対策を立てよとの意見がのべられた。

一一・一七 組織教化委員会にて検討する。その結論は凡そ次の通りであつた。

1. 冷静に考慮して慎重にやつてほしい。特に明年四月頃に三十五ミリ版が出来る時には仏教側側の要望が容れられるよう努力し、抗議ばかりでなく、これを指導することによつて社会教化の面に活かすことも考えよ。

2. 又、抗議するなら仏教徒の意向を強く表示して仏教側の要望が入れられない場合の態度も一応決めるべきである。

3. 関西側とは特に連絡を密にして、協議しこの際全仏の見解の統一を計り問題を善処せよ。

一一・一七 全仏関西事務局阿部総長より本問題に関し文書を以て強硬なる関西側各宗派団体の態度の申し入れあり。

一一・二〇 来る三十日に常務理事会、特別実行委員会、関西事務局代表との会議開催を通知する。

一一・二九 第六回世界仏教徒会議における本件に対する取扱いについて決議書を受理した。(内容略述)

一一・三〇 常務理事、特別実行委員、関西事務局代表との協議会をひらき、これまでの経過を報告し、今後の対策を協議する。その結果次の通り決る。

1. ヤシヨウダラ妃の場面のカット

又は修正を求めぬ。
 2. スーパーをもつと判りよくし、史実でない点をさらに明らかにする。

3. 右二点につき十二月中に大映社長に逢い回答を求めぬ。
 特に関西事務局側よりは次の点が強調された。即ち関西事務局では十月二十一日運営委員会をひらき大映京都撮影所に抗議し、更にこの趣旨を各宗々務総長及び永田社長にも通知した。更に十一月十三日にも対策協議会をひらき「全仏が真剣に然も徹底的にこの問題を解決する意志がないならば、関西側としては重大なる決意をしなければならぬであろう」との意向が伝達された。尚この席上第六回世界仏教徒大会に出席した平等通昭師より同会議に於ける「釈迦」問題についての報告があつた。それは

1. 積尊を冒瀆し、歴史的、地理的に支離滅裂である。日本との交友を害す。
 2. 公開の中止を日本政府及び全人類に訴える。
 3. 上映の時は各国に於て禁止の処置をとるよう訴える。
 4. 国連の人権擁護委員会に提訴する。

永田社長に直ちに面会を求めよう連絡したが歳末多忙のため、日程を決めることが出来なかつた。
 一・二・一三 特別実行委員会を開催し、カンボジアに於ける第六回世界仏教徒大会に於ける本問題の詳細なる報告を中山理々師、石川国際局長より聞き、対策を練る。
 一・二・一九 永田社長より年内の面会は不可能であるとのことで、

これに対し局内会議をひらき小松浄祐師に、一日も速に面会が出来よう斡旋方を依頼した。
 一・二・二一 国際委員会をひらき本問題の経過と世界大会に於ける実状を報告する。更に小松浄祐師及び石川国際局長を通じ再三、再びわたり永田社長に面会を求めぬも日時決定せず。
 昭三七・一・二三 小松浄祐師より一月廿五日十時三十分、大映本社にて永田社長は面会する旨の連絡有り。

一月二十四日 緊急局内会議をひらき明日永田社長と会談のため特別委員への連絡等必要な事前措置をとる。
 一月二十五日 午前十時二十分より正午まで、大映本社会議室にて永田社長外同社重役三名と会見。尚面会せる来馬理事長、清水祐之、白山事務総長、阿部電伝、中山理々、川田聖見、栗本局長、狩野局長、石川局長、小松浄祐(本社へ直接出席)の十名にて協議内容は要約すると次の通りである。

来馬理事長より「昨年十月貴氏(永田社長)に逢つて我々仏教徒としての宗教感情より見て修正を要望した際に、試写を見た上で又話し合いたいのことであつたので、先般試写を見た結果、再三にわたり面会を求めたが、貴氏の都合が悪く今日まで延びたことは遺憾である。我々仏教徒の信仰感情より見て実に不快を覚え、深い悲しみを覚える個所については是非仏教徒たる貴氏の再考を求め善処を求めぬ」旨を発言した。
 これに対し永田社長は「自分は仏教徒として、積尊を冒瀆してはい

ないと確信しているし、又製作者としての信念と良心とに恥じない立派な作品をつくつたと思つてゐる。よつてこの映画の修正の必然性はその後の新聞論評や世論等から見ても全くない」とのことで激論が繰り返されたが、全仏側としてはあくまで意見の決裂を避け、公正なる一致点を発見するために努力した結果、永田社長は「私としては本質的には変えたくないが全日本仏教会の立場も考慮して二、三の点について善処したい」と発言有り、種々質疑応答の末次の点を申し合せした。
 三十五ミリ版に改訂するにあたり
 1. 外国向けには技術的に処理出来るのでヤシヨダ妃の件その他の個処については各国語の会話の吹き替えの時表現をかえる。
 2. 国内向けには日本語なのでその点技術的に修正不可能なので、ヤシヨダ妃の場面は不快なる実感を思わしめる「キヤーツ」という悲鳴を消す。
 3. アナンの場面では一部をカットする。
 4. 字幕については更に希望に添つて善処する。
 以上約一時間四十分はわたり話し合い、右の結論を得て会見を終了した。同日直ちに関西事務局にこの旨電話で連絡した。
 一・二・二五 三時、理事会を開催して今までの経過及び本日の交渉の結果を報告した。
 一・三〇 局内会議の後、白山総長より関西事務局及び大谷派宗務総長に二十五日の模様を電話で連絡する。
 二・五 経過報告書の印刷出来る

二・六 右報告書を関西事務局に発送する。
 二・二一 全国宗務総長会議及び関西府県仏教会長会議に報告する。
 この会議において今後かかる問題に対処する委員会を設置するよう強く要請された。

備考 一、仏教徒の反対する真意は表現の自由を名をかりた仏教軽視や欲情露出描写のはらんと仏教史実の歪曲をもつて興行価値にすり換えられる傾向を悲しむ所にある。
 二、今後の課題としては、仏教を取り扱う映画、文芸、マスコミ等に対しては適確なる権威者による調査研究機関を設けて速急適切な対処策を講ずると共に、映倫方面に代表委員を送ること等が考慮される。
 三、尚大映本社に対し急拠シナリオの提出を要求せしめ、既になつたことでも入手出来なかつた。したがつて今日まで本会には脚本は遂に入手しない現状である。

財団法人 全日本仏教会

第十回全日本仏教徒会議
 提出議案の取扱いについて
 本件に関し、先に加盟各団体に
 対し、依頼状を提出致しましたが、
 本年は例年と多少その取扱いが異
 なるので、ここに更に広示致します
 記
 一、議案の内容は「都市における

寺院活動を主眼として、産業
 勤労者に対する教化、都市計
 画による寺院の問題、或は団
 地教化の問題などを考慮して
 ほしいこと。
 二、議案は、原則として一団体一
 議案とし、各団体は議案内容
 と、説明者に対して責任を持
 つてもらいたいこと。
 三、本年は全仏よりの提案は致し
 ません。
 議案の採否は本会に御一任の
 こと、なお採用しない議案は
 返送致します。
 四、べ切りは要項や、紀要等の作
 製上なるべく三月二十日頃ま
 でにお願いしたいこと。
 大石右の通りでありますので、御
 検討の上格別の御尽力を御願ひ致
 します。
 なお御承知の如く今年度大会は
 大阪大会となりますが、会場は都
 合上

第一日(六月一日) 東本願寺難
 波別院(南御堂)
 第二日(六月二日) 四天王寺
 となる予定であります。更に細部
 に関しては三月十五日までに、要
 項を各団体宛送付致し、全仏通信
 四月号には大会特輯号を編輯する
 予定であります。
 全日本仏教会、組織局

中観会慰靈法要
 北陸和倉温泉で
 中国へ観音像を贈るなど平和運
 動をつづけていた中観会(山崎良
 順会長)では三月廿五日二時より
 石川県和倉温泉銀水閣にて中観北
 陸大会を開催し、慰靈法要を開催
 するが、石川県仏教会長金沢東別院
 輪番旭賢雄師が導師をつとめ、法
 要後の記念講演の講師もつとめる

中観会慰靈法要
 北陸和倉温泉で
 中国へ観音像を贈るなど平和運
 動をつづけていた中観会(山崎良
 順会長)では三月廿五日二時より
 石川県和倉温泉銀水閣にて中観北
 陸大会を開催し、慰靈法要を開催
 するが、石川県仏教会長金沢東別院
 輪番旭賢雄師が導師をつとめ、法
 要後の記念講演の講師もつとめる

理事、常務理事、全国宗務 総長、西日本地区仏教会長 会議開催さる

第十回全日本仏教徒会議大阪大会 三十七年度予算二割増額を可決

去る一月二十五日東京に於て理事会を開催し、(出席理事二十三名)昭和三十一年度事業計画並びに予算編成方針について、又第十回全日本仏教徒会議大阪大会について、其他仏教会当面の諸問題について、慎重に検討、審議された。三十七年度予算は二割増額の方針であり、その内容については、人件費(二〇〇万)、通信費(一〇〇万)仏教徒会議費(二〇〇万)、関西事務局費(一〇〇万)、全仏通信費(一五〇万)、予備費(二五〇万)、合計一〇〇〇万円の増である。理事会に於てはこの予算編成方針を諒承す。その結果に基き、二月十一日京都に於て常務理事会が開催された。(出席常務理事十三名)又、翌十二日午前十時より京都西本願寺に於て、全国宗務総長会議並びに西日本地区仏教会長会議が開催された。(出席宗務総長二十七名)本願寺派宗務総長武田達誓氏が座長に推挙され、議長が進行された。総長会議審議の途中、引続き十一時より開催予定の西日本地区仏教会長会議と合流し、両者合同会議が行われた。(出席仏教会長八名)関係者約五十名となり、終始熱心に質疑応答があり、昭和三十一年度の予算

編成方針が確立された。宗派は負担金二割増額、県仏は昨年同額の線が承認可決された。仏教会当面の諸問題として①墓地問題(訴訟の判決が近い事と思うが、各方面に創価学会の圧力がかかつており、案観を許さず、長期体勢を整え、国会対策を強化せねばならない)②解放農地補償問題(各宗派仏教会を通じて寺院解放農地を調査中であり、農地解放者同盟加盟の件は、猶お慎重を期している。個々の寺院が極力同盟に加盟する様にするため、同盟との中間的立場で運動を推進する方針であり、進行中の諸般事務処理については、事態に即応して研究対処する。)③釈迦問題(別掲報告書参照)等があり、それぞれ担当局長より報告があり、諒承を求めた。第十回全日本仏教徒会議については大阪で開催予定であり、大阪府仏教会長間野敬重氏より、明十三日全仏当局者と打合せをする準備が出来ている旨挨拶があり、担当局長より会期は六月一、二両日を充て、三日に観光の予定である旨、参加協力方が依頼された。野村宗春氏より、負担金について、大小宗派の間に著しい懸隔がある点が指摘さ

- れ、今後適當なる時機に、根本的に基本方針を検討する様、要望があり、阿部慶昭氏より、全仏の政治体勢につき質疑があり、訓覇信雄氏より釈迦問題の如き、不快事の起らぬ様、強力に対処する様、善処方の要望等があつた。会議は午後三時に終了す。
- 会議出席者は左記の通りである
- 一、理事会(一月二十五日)
- | | |
|-------|-------|
| 来馬 道断 | 阿部 竜伝 |
| 間野 敬重 | 平林 有高 |
| 倉持 秀峰 | 野村 宗春 |
| 津田 実雄 | 山中 忍海 |
| 岡野 正道 | 竹村 教智 |
| 松本 徳明 | 高橋 隆天 |
| 清水 祐之 | 中山 理々 |
| 山本 杉 | 他委任八名 |
- 一、常務理事会(二月十一日)
- | | |
|-------|-------|
| 来馬 道断 | 野村 宗春 |
| 阿部 竜伝 | 倉持 秀峰 |
| 竹村 教智 | 武田 達誓 |
| 阿部 慶昭 | 加賀美日聡 |
| 山中 忍海 | 訓覇 信雄 |
| 末広 愛邦 | 長岡 慶信 |
| 山本 杉 | 内委任四名 |
- 一、全国宗務総長会議(二月十二日)
- | | |
|-------|----------|
| 武田 達誓 | 訓覇 信雄 |
| 柳生 昌泉 | 山羽 学竜 |
| 山内 観紹 | 草津 宜浩 |
| 積 日学 | 仲井 義照 |
| 波多野暁浄 | 西村 澄道 |
| 近津 聖学 | 最上 泰山 |
| 本堂 禅山 | 塚原 徳応 |
| 野村 宗春 | 村上 慈海 |
| 宮裡 顕秀 | 市橋 真明 |
| 物部 義道 | 古野 東越 |
| 竹内 日暢 | 渡辺 実竜 |
| 倉内 賢示 | 竹村 教智 |
| 小泉 宗一 | 木下 日等 |
| 桜井 顕光 | (以上宗務総長) |

及び代理出席者) 阿部 竜伝 (以上常務理事)

(事務当局)

白山 亮一	来馬 道断
狩野 獲麟	石川 俊道
別所 弘因	吉井 淨仙
柳 了堅	門屋 大寿
(関西事務局)	渡辺 静波
柱松 青巒	他全員出席

一、西日本地区仏教会長会議(二月十二日)

間野 敬重	藤本 賢隆
福森 宗碩	楠 善孝
嶋村 泰雅	蒲地 繁
狭川 明俊	佐藤 寛雄

(以上順不同)

曹洞宗新内局 を組織

第十四回曹洞宗臨時宗議会の議決指名により、金剛新内局が組織を終り、宗務運営に当る事となつた。新内局者氏名は左記の通りである。

- | | |
|------|-------|
| 宗務総長 | 金剛 秀一 |
| 庶務部長 | 宮前 鳳洲 |
| 教育部長 | 宮崎 文輝 |
| 教化部長 | 二宮 清海 |
| 財務部長 | 大場 竜賢 |
| 秘書課長 | 若槻 修道 |

浄土宗合併成る

去る昭和二十二年十二月八日、浄土宗総本山知恩院と増上寺が東西に対立し、一宗混乱の收拾が朝

野より仰望されていたが、昨年十二月二十二日付をもつて、翌二十三日小林大蔵、西村澄道二代表により両宗機関の議決と同意を得て合併の諸手続が取られた。新宗団組織の事務と両宗からの事務引継ぎの円滑を期する為、浄土宗設立準備事務所が開設され、両宗代表役員協議の上十二月二十八日付、及び本年一月二十七日付左記の通り人事任命、委嘱がなされた。

常任参与	浄土宗教学部長	久家 惺道
"	庶務部長	野村 宗春
"	財務部長	新谷 寛心
"	総務課長	稲岡 法純
"	庶務部長	漆葉 見竜
"	教学部長	佐藤 孝全
"	財務部長	佐和 明淳
"	責任役員予定者	稲田 隆玄
"	"	稲田 隆玄
常任参与兼幹事	総本山総務課長	常任 隆寛
浄土宗設立準備事務所	事務局長	栗本 俊道
"	調査室主管	稲田 稔界
"	組織室主管	鶴飼 隆玄

全仏通信の保存、つづりに最適
美麗、丈夫、携行に便利

全仏通信つづり
B5判(大)
(バッチフアイル
クロス張り)

送料共 二〇〇円
お申込みは
全日本仏教会総務局

仏教軽視の風潮を除去！ マスコミ対策に強力機関設置

国民道義の高揚を期す

大映「釈迦」の問題に端を発し、更に「雁の寺」「化身」はぐれ念仏」等々の文芸作品が何れも頗る時流に阿ねり、僧門の生活を低級俗悪化し、世道人心の安定と福祉向上を旨とする国民道義の高揚に資せんとする仏教運動を甚だしく冒瀆するものとして、健全なるマスコミ運動の展開こそ、仏教精神に基づく当面重要な課題であることを明示するため、滔々たる現在の仏教軽視の風潮を除去しようというので、全仏は従来の経験から強力な仏教尊重運動を展開することとなった。

これにはマスコミ対策を常時調査検討する強力なる機関を全仏内に設置し、仏教界最高権威者によるモニター制を布こうとするもので、この最高権威者の強力機関によつて、仏教軽視の風潮を除去するマスコミ対策から、全仏教界にのしかかる政治的諸問題や、仏教の正法興隆を阻害するが如き運動に対処せんとするものである。

全仏会長大谷光昭（西本願寺門主）現下は、三月五日正午から赤坂山下ホテルニュージャパンを会場として、全仏顧問参事の

大谷光昭、椎尾弁居、長井真琴、高階瑞仙、増田日蓮、岸信宏、鴨昌清、小野清一郎、石橋湛山、松村謙三、山田日真、正力松太郎、大谷登瀧、草葉隆円、大谷

賢雄、安藤覚、北島教真、中野文門、小柳牧衛、赤松常子、前田義雄、田中栄一、清沢俊英、佐々木泰翁、友松円諦、太田淳昭、大村仁道、渡辺真海諸氏、現副会長清水谷恭順、古川大航、宮本正尊三氏並に理事長来馬道断氏、常務理事、専門委員

阿部慶昭、清水祐一、訓覇信雄、末広愛邦、加賀美日聡、竹村教智、平林有高、野村宗春、岩野真雄、山中忍海、倉持秀峰、山本杉、長岡慶信、阿部竜伝、松本徳明諸氏

の会同を招請し全仏局内からは白山事務総長、栗本総務、狩野組織、石川国際各局長が出席して、仏教尊重運動具休化につき意見の交換を行い、仏教軽視の風潮を打破する強力なマスコミ対策と政治的考慮を加味する特別な調査研究機関を設置することとなった

現在、仏教界内外で切実に要望されている国民道義の昂揚、健全な社会象の指導、青少年問題の対策、等々に全日本仏教会の期待を完遂する点から、この会議の躍進が開かれるもので、この会議の成果は今後の仏教興隆運動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、当面山積している諸問題、（墓地問題、解放農地補償問題、宗教法人權益擁護運動等）の政治的解決にも重大な役割を果すこととなる。

梵鐘 米国から持主へ返還か

駐日アメリカ大使館文化局から全仏国際局あつて、口頭にて次のような要請があつた。

それは、終戦の混乱期に日本寺院の梵鐘がアメリカ人の手によつて持ち去られ、現在それが原型のままアメリカのアイオワ大学に保管されているが、大学側としても

第十回全日本仏教徒会議

大阪 大会

恒例の全日本仏教徒会議は本年は第十回目を迎へ、地元側の強い要望もあり左の通り開催されることになりました。全国各地から多数御出席下さるようお知らせ少々お願いいたします。

時 六月一、二、の二日間
所 大阪市難波別院・四天王寺

なお第三日目は大阪市の観光にあてられる予定です。また詳細については近く御通知いたします。

全日本仏教会 組織局

アルゼンチンから 正力読

売新聞社主へ勲章

駐日アルゼンチン大使館（H・T・ガリアク大使）では三月二日午後六時より、東京麻布の大使館において、読売新聞社主、正力松太郎氏に対してアルゼンチン大統領より民間人最高の有功章が授与された。全仏から大谷会長の代理として副会長清水谷恭順現下と柳部長が出席した。

なお当日は政、財界人及び高階管長はじめ多数出席し盛大に行われた。

出来ればこれが持主に返還したいと申出て来たものである。なお同大使館側の話としては、この梵鐘は安永年間の作で、東京四谷の寺のものらしく、場合によつてはアメリカ海軍でも軍艦によつて送りとどけても良いとも云つていたり云う。全仏国際局では、より詳細且確実な資料をとり寄せた上で持主を探したいとの意向である。

各宗祖師御影

セイロン比丘へ

かつて京都大学に学んだセイロン仏教大學講師のアナンダ比丘より外務省を通じて全仏国際局あつて、日本仏教各宗の祖師方即ち、栄西禪師、法然上人、伝教大師、親鸞聖人、日蓮上人、弘法大師、道元禪師らの肖像画が写真の送付方の依頼があつた。比丘は自分で出版する仏教書中にこれら日本仏教祖師方の御影を掲載したいとの意向である。国際局では早速当該各宗派あつて依頼した。

日本仏教の暦 中国へ送る

中国仏教会（台湾）では、かねてから日本仏教界で出版している仏教暦を求めていたが、全仏国際局では加盟各宗派へ依頼して募集し、浄土宗、聖観音宗をはじめ十五宗派より寄贈を受けたので、このほど航空便で送付した。中国側ではこれを手本として、より良い仏教暦を作りたいとの意向である。

あ と が き

○農地問題―多数の被害者全信徒を擁する寺院、又寺有農地全面解放の最大の被害者たる寺院、これ等の立場を代表し、長期に亘る補償問題を解決すべく、交友団体として農地解放者同盟に加盟、宗派界を通じて被害農地を調査中であり、具体的会費等の点は慎重を期してあり、追つて宗派界の機関を通じて連絡される事になつてゐる。同盟に未加盟の寺院数を伺ひ事が先決問題であり、御協力方をお願ひ致します。

○農地補償の意味するものは何であるかを自ら問う事が先決であり、身をもつて交わる運動が解決への鍵でもあり、この問題の一糸一縷の結論を打出すべくお互ひに努力致さねばならない。（T・K生）

○宗教法人法・法人（地方、登録）税法墓地法規・全仏定款・加盟団体・諸役員録（全仏、宗派、総本山、別格本山、本山）仏教系高校大学一覧・世界

「全仏必携」予約募集中
（国内）仏教徒会議、講習会集録等・仏教徒座右必携の書。
○体裁―新書版
○定価金三〇〇円也
約二五〇頁（郵税実費）
申込先は 全日本仏教会へ